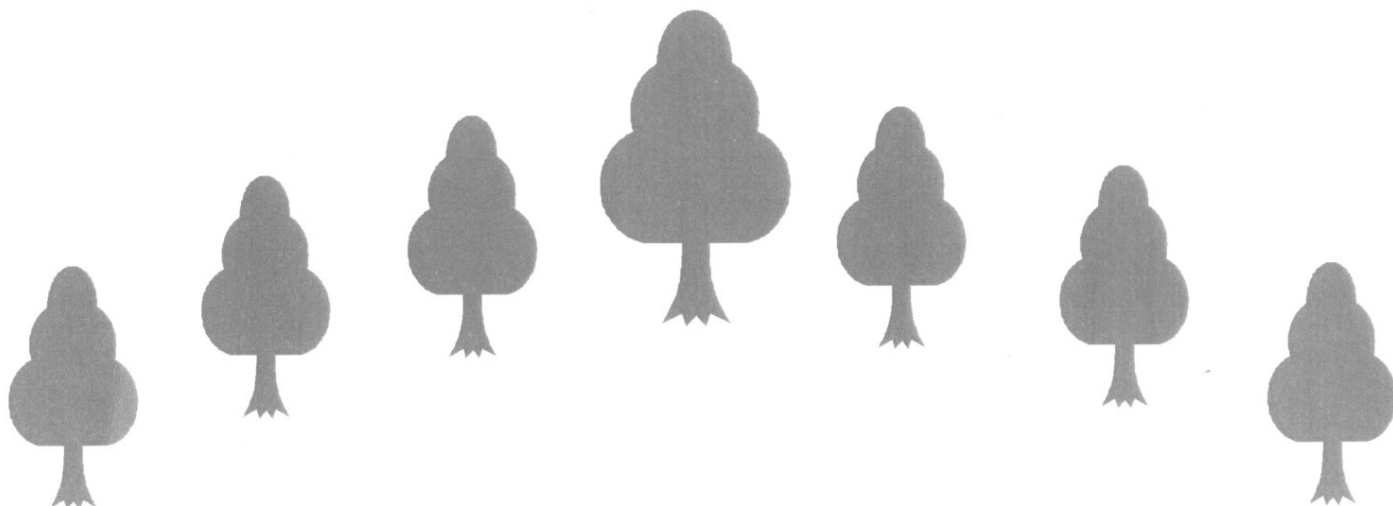


緑化計画整備マニュアル



吹田市土木部公園みどり室
〒565-0855 吹田市佐竹台1丁目6番1号
電話番号 (06) 6834-5364

緑化計画整備マニュアル

1 はじめに

都市におけるみどりは、気象緩和作用、大気浄化作用、地球温暖化対策、生き物の生息空間の確保など自然への様々な機能効果があり、また、みどりには疲労回復、ストレスの軽減効果など人への心理的効果も発揮するなど都市生活においてはなくてはならない重要な存在です。ただ、今までの開発指導による良好なみどりの確保だけでは、近年の急激な市街化に伴う貴重なみどりの喪失に歯止めをかけることは難しいため、緑化の側面から良好なまちづくりを進めるうえで、吹田市開発事業における手続等に関する条例により、良好な都市環境の保全及び形成を図っていくものです。そこで、吹田市では、緑化計画において良好なまちなみ・やすらぎのある快適なまちを形成するために、以下の4つの原則に基づき緑化計画の指導に努め、また、市民・事業者も同様に努めていくものです。

2 緑化計画の4つの原則

・ 低中高木等をバランスよく配置し、また、シンボル木となる高木の植栽、垂直緑化等、緑視効果にも配慮し、景観の向上に努めること。

・ 現存する良好な樹木は、保存や移植等により積極的に再利用を図ること。

・ 植栽帯の位置は、道路との境界部分に集中的に植栽し敷地外周部は、原則として生垣とする等、緑の公開性を確保すること。

・ 地球環境等への配慮から、ヒートアイランド現象に効果のある屋上緑化や野鳥保護等の観点から食餌樹木の使用に努めること。

3 緑化に関する根拠法令等

(1) 吹田市開発事業の手続等に関する条例（抜粋）

ア) 緑化の推進等 [条例 第48条]

大規模開発事業、中規模開発行為又は中規模建築行為を行う開発事業者は、事業区域内の良好な自然的環境の保全に努めるとともに、規則で定めるところにより事業区域内を緑化するものとする。

(2) 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則（抜粋）

ア) 緑化の推進 [規則 第35条]

条例第48条の規定による事業区域内の緑化は、次の基準によらなければならない。

(1) 敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築する場合には、敷地内の緑化面積（別に定めるところにより算定した緑被地（樹木等が植栽された土地をいう。）の面積をいう。以下同じ。）は、敷地面積に次に定める率を乗じて得た面積以上の面積を確保すること。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域内の住宅にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率

- (ア) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満 16パーセント
- (イ) 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満 20パーセント
- (ウ) 3,000平方メートル以上20,000平方メートル未満 25パーセント
- (エ) 20,000平方メートル以上 30パーセント

イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域内の店舗、事務所、倉庫又は工場にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率

- (ア) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満 8パーセント
- (イ) 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満 10パーセント
- (ウ) 3,000平方メートル以上20,000平方メートル未満 13パーセント
- (エ) 20,000平方メートル以上 16パーセント

ウ 商業地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域内の住宅にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率

- (ア) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満 12パーセント
- (イ) 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満 15パーセント
- (ウ) 3,000平方メートル以上20,000平方メートル未満 20パーセント
- (エ) 20,000平方メートル以上 23パーセント

エ 商業地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域内の店舗、事務所、倉庫又は工場にあっては、次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める率

- (ア) 500平方メートル以上1,000平方メートル未満 6パーセント
- (イ) 1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満 8パーセント
- (ウ) 3,000平方メートル以上20,000平方メートル未満 10パーセント
- (エ) 20,000平方メートル以上 12パーセント

オ 住宅、店舗、事務所、倉庫及び工場以外の建築物にあっては、市長と協議して定める率

(2) 緑化率（敷地面積に占める緑化面積の割合をいう。）は、前号に定めるところによるほか、30パーセント以上とするよう努めること。

(3) 樹木等の植栽方法及び灌（かん）水施設等の整備は、別に定める基準によること。

(4) 既存の建築物の増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更（次項において「増築等」という。）に伴い敷地内の緑化面積を減少しようとする場合における緑化面積の確保については、別に定める基準によること。

2 開発事業者は、敷地面積が500平方メートル以上の建築物を建築しようとするときは、あらかじめ緑化計画書を市長に提出しなければならない。ただし、既存の建築物の増築等で、敷地内の緑化面積の減少を伴わないものを行うときは、この限りでない。

3 前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 緑化求積図
- (3) 建築物の立面図
- (4) 植栽計画図
- (5) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づく自然環境の保全と回復に関する協定を締結している場合は、協定書の写し
- (6) その他市長が必要と認める図書

4 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準 第17条

(1) 緑化面積の算定方法

規則第35条第1項第1号の規定による敷地内の緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。

なお、緑化面積とは、樹木等が植栽された緑被地の水平投影面積をいう。

| 項 目 | 基 準 内 容 |
|-----------|--|
| 緑化面積の算定基準 | 低木による緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=0.4m、枝張W=0.3mの寸法以上を確保すること。 ・植栽密度は6~8株/m²以上とすること。 ・植栽された緑被地の水平投影面積を低木の緑化面積とする。 |
| | 中木による緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=1.5m、枝張W=0.3mの寸法以上を確保すること。 ・中木1本につき5m²として計算する。この場合において、低木と併せて植栽するときは、低木の緑化面積を加算できるものとする。 ・直径1.8mの円で図面表示のこと。ただし当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合は加算できないものとする。 |
| | 高木による緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=3.0m、幹周C=0.12m、枝張W=0.7mの寸法以上を確保すること。 ・高木1本につき10m²として計算する。この場合において、低木と併せて植栽するときは、低木の緑化面積を加算できるものとする。 ・直径2.5mの円で図面表示のこと。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合は加算できないものとする。 |
| | シンボルツリー（敷地のシンボルとなる大木の緑化） <ul style="list-style-type: none"> ・樹高H=5.0m、幹周C=0.3m、枝張W=2.0mの寸法以上を確保すること。 ・シンボルツリー1本目を20m²として計算し、2本目以降を1本につき10m²として計算する。この場合において、低木と併せて植栽するときは、低木の緑化面積を加算できるものとする。 ・直径5.0mの円で図面表示のこと。ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合は加算できないものとする。 |
| | 接道部による緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・接道部から垂直に奥行き1mの範囲内における低木、生け垣（1mにつき3本以上）による緑化をいう。 ・緑視効果等による住環境への配慮があるとみなし、その水平投影面積の2分の1の面積を加算できるものとする。 |
| | その他 <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣の樹木が、中高木に該当しても水平投影面積として算定する。 ・他の用途に転用されない位置、形態であり適正な樹木等の植栽管理が可能であると認められるプレイロットの緑化は、緑化面積に算定することができる。 ・他の用途と併用されていない縁石、散水栓等緑化地を保持するために必要なものは、緑化面積に算定できるものとする。 ・バルコニーや階段下などの雨水や夜露のかからない場所は、緑化面積に算定しないものとする。 ・共同住宅の専用庭は算定しないものとする。 ・芝生だけの植栽は、原則算定しないものとする。 ・移動可能なフラワーボックス等は算定しないものとする。 ・植栽地内の会所樹、マンホール、ソーラーパネル、空調機器等の構造物は、面積から除くものとする。 ・その他詳細については、市長と協議のこと。 |

(2) 特殊緑化については、次の基準を満足する場合、緑化面積として算定できるものとする。

| 項 目 | 基 準 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|------------------------|------------------------|------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|
| 特殊緑化による算定基準 | 人工地盤緑化 <ul style="list-style-type: none"> ・下記表に記載されている土被り以上を確保する場合、緑化面積に算定することができる。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ | 客土厚さ | 高 木 | 40cm以上 | 80cm以上 | 中 木 | 30cm以上 | 60cm以上 | 低 木 | 20cm以上 | 40cm以上 | 地被類 | 10cm以上 | 20cm以上 |
| | 項 目 | 保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ | 客土厚さ | | | | | | | | | | | | | |
| | 高 木 | 40cm以上 | 80cm以上 | | | | | | | | | | | | | |
| | 中 木 | 30cm以上 | 60cm以上 | | | | | | | | | | | | | |
| | 低 木 | 20cm以上 | 40cm以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 地被類 | 10cm以上 | 20cm以上 | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| 屋上緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 下記事項の内容を満足する場合、緑化面積に算定することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 緑視効果や公開性に十分配慮した緑化と認められる場合 イ 他の用途に転用されない位置、形態であり適正な樹木等の管理が可能であると認められる場合 地上から概ね高さ10m以内に施工する場合、緑化面積の100%まで算定することができる。 地上部の緑化面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。 |
| 壁面緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 地上から高さ10m内に施工する場合、緑化面積に算定することができる。 地上部の緑化面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。 既につる性植物等で覆われている壁面の全面積を緑化面積として算定する。 つる性植物等が十分に生育していないが、補助資材が設置されている場合、補助資材で囲われた面積を緑化面積として算定する。 つる性植物等が十分に生育しておらず、かつ、補助資材を設置していない場合、植栽延長に幅1mを乗じた面積を緑化面積として算定する。 傾斜した壁面は、緑化しようとする面積の水平投影面積を緑化面積として算定する。 |

5 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準 第18条

(1) 樹木等の植栽方法、灌水施設等の整備等

規則第35条第1項第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。

| 項 目 | 基 準 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------------------|------------------------|------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|--------|
| 植栽方法の整備基準 | <p>樹木配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺環境、景観に十分配慮し、樹木等をバランスよく配置し、全体として統一性のとれた緑化を図ること。 樹木等の植栽は、緑視効果に配慮し、地域の景観向上を図る上で、公開性のある位置に配置のこと。 緑の公開性に配慮し、緑の存在効果を高めるために、接道部へ積極的に緑化を図ること。 花木や紅葉する樹種を使用するなど季節感の演出に配慮し、市民の木（くすのき）及び、市民の花（さつき）の植栽を検討すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>植栽床深さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽された樹木の良好な生育を図るため、下記表による土被り以上を確保のこと。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ</th> <th>客土厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 木</td> <td>40cm以上</td> <td>80cm以上</td> </tr> <tr> <td>中 木</td> <td>30cm以上</td> <td>60cm以上</td> </tr> <tr> <td>低 木</td> <td>20cm以上</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>地被類</td> <td>10cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table> | 項 目 | 保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ | 客土厚さ | 高 木 | 40cm以上 | 80cm以上 | 中 木 | 30cm以上 | 60cm以上 | 低 木 | 20cm以上 | 40cm以上 | 地被類 | 10cm以上 | 20cm以上 |
| | 項 目 | 保水及び排水処理 無機質土壌改良剤厚さ | 客土厚さ | | | | | | | | | | | | | |
| | 高 木 | 40cm以上 | 80cm以上 | | | | | | | | | | | | | |
| 中 木 | 30cm以上 | 60cm以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 低 木 | 20cm以上 | 40cm以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| 地被類 | 10cm以上 | 20cm以上 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>客土</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水性、保水性の向上のために土壌改良等を行うものとする。 客土は次の割合で土壌改良材を混入すること。〔容積比で（良質土：有機質土壌改良材：無機質土壌改良材＝6：2：2）〕 壁面、屋上等の特殊緑化は、その緑化に適した土被りを確保し、排水性、保水性の向上のための対策を行うこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>環境対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境への配慮として、現存する良好な樹木は、保存や移植等により積極的に再利用を図ること。 野鳥の食餌木となる樹木の植栽に努めること。 都市環境や都市景観の形成及び断熱による省エネルギー効果等から建築物の屋上等に公開性のある緑化の促進を図ること。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 灌水施設等の整備基準 | <p>灌水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽された樹木に十分灌水できるように、散水栓を整備すること。 必要に応じて自動灌水設備の設置等も考慮すること。 給水管の維持管理上その敷設位置を明らかにするように努めること。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>支柱</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹木の活着を図るため、焼杭又は防腐処理杭等の樹種に応じた形式の支柱を設置すること。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書を締結する必要がある場合は、大阪府と協議のこと。 ・屋上緑化、壁面緑化を計画する場合は、その植栽計画が把握できる資料を提出すること。 ・規則第35条第1項に規定する緑化率は、当該敷地が2つ以上の用途地域にまたがる場合や建築物が2つ以上の用途が発生する場合は、主たる用途地域、主たる建築物の用途の基準を適用するものとする。 ・開発行為に係る相当規模の一回の戸建住宅用地は、緑地協定を締結に努めるものとする。 ・樹木等には樹名板を設置すること。 ・その他詳細については、市長と協議すること。 |
|-----|--|

6 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準 第19条

(1) 既存の建築物に係る緑化の基準

規則第35条第1項第4号の別に定める基準は、当該開発事業により減少が見込まれる緑化面積等を個別協議し、市長が認めると判断した場合に限るものとする。

7 提出書類

『緑化計画書』として下記表に記載した図書をA4ファイル綴じで正副2部提出のこと。

| 添 付 書 類 | |
|--------------------------------------|--|
| ①緑化計画書 | 吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則第35条第2項に規定する緑化計画書（様式第28号） |
| ②位置図 | 付近の見取り図 |
| ③緑化求積図 | 縮小及び拡大コピーは不可（図面のチェックのため） |
| ④建物立面図 | 可能な限り4面 |
| ⑤植栽計画図 | 平面図、樹種名、規格、本数、散水栓等 |
| ⑥その他図面 | 植栽断面図、日影図等必要に応じた図面等 |
| ⑦大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境の保全と回復に関する協定書の写し | <p>1ha以上で下記に掲げる自然環境に影響を及ぼす行為をしようとする者は自然環境の保全と回復に関する協定を知事と締結しなければならない。</p> <p>1. ゴルフ場の建設 2. 住宅地の造成 3. 事務所又は事業所の敷地の造成 4. レクリエーション施設の敷地の造成 5. 墓地の造成 6. 業として行う産廃物の埋め立て処分</p> |

8 参考

ア 緑化の効果

| 項 目 | 効 果 |
|---------------------|---|
| 気象緩和作用 | 緑陰、照り返し防止、緑の水分蒸発作用による微気象の緩和 |
| 雨水貯留機能 | 雨水の急激な流出抑制 |
| 大気浄化作用 | CO ₂ やNO _x 、粉塵などの汚染物質の吸収、吸着効果 |
| 騒音低減 | 樹木による音の吸収反射効果 |
| 延焼抑制 | 樹木中の水分放出、熱エネルギーの遮断等による火災延焼防止効果 |
| 生物生息空間の確保 | 鳥の餌場や営巣場、昆虫の餌場や繁殖場、鳥や昆虫の移動コースが形成され、多様な生物種の確保とそれによる天敵の出現等自然環境の回復効果 |
| 安らぎ作用 | みどりによる疲労回復、ストレスの軽減効果 |
| 情操教育作用 | 身近にみどりが存在することによる、環境教育の場の提供効果 |
| 地球温暖化対策 | 光合成によるCO ₂ の吸収とO ₂ の供給効果 |
| 省エネルギー効果 | 屋上壁面緑化により日射が遮られ、屋上面や壁面からの焼込みが軽減し、室内温度の上昇の抑制と冷房運転の消費電力の削減効果 |
| 建物の保護効果 省エネルギー効果 | 屋上壁面緑化により酸性雨や紫外線が軽減され、建物の劣化や温度変化の緩和による冬季における保温効果 |
| 付加価値効果 | 公開性があり景観に配慮した地上部緑化、屋上緑化、壁面緑化等は、宣伝、集客、イメージアップ効果がある |

イ 植栽時期

| 種 別 | 月 | | | | | | | | | | | | 備 考 |
|-----|----|----|----|---|---|----|---|---|----|----|----|----|-----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | |
| 常 緑 | | | ●→ | | | ●→ | | | ●→ | | | | |
| 落 葉 | | ●→ | | | | | | | | | ●→ | | |
| 針 葉 | ●→ | | | | | | | | ●→ | | | | |

ウ 一般的な樹木

| | 常緑樹 | 落葉樹 |
|----|--|---|
| 高木 | カシ類、スダジイ、ユズリハ、カイズカイブキ、タブノキ、トウネズミモチ、クスノキ、クロガネモチ、マテバシイ、モッコク、サンゴジュ、ヤマモモ、タイサンボク等 | コナラ、ハナミズキ、コブシ、ムクノキ、サクラ類、モミジ類、エゴノキ、サルスベリ、エノキ、ナツツバキ、カツラ、ケヤキ、マンサク、ヤマボウシ等 |
| 中木 | キョウチクトウ、ヒサカキ、ツバキ、マサキ、ネズミモチ、キンモクセイ、ヒイラギ等 | モクレン、ウメ、ニシキギ、ロウバイ、ニワトコ、マユミ、リョウブ、ライラック等 |
| 低木 | アオキ、ジンチョウゲ、アセビ、サツキ、ツツジ類、カンツバキ、クチナシ、ナンテン、シャリンバイ、ヒペリカム・カリシナム、ビョウヤナギ、フッキソウ等 | アジサイ、サンショウ、レンギョウ、ドウダンツツジ、ユキヤナギ、ハギ、コデマリ、ムラサキシキブ、サンシュユ、ヤマブキ、エニシダ等 |

エ 花のきれいな樹木

| 月 | 常緑樹 | 落葉樹 | 特殊樹・つる物 |
|----|---|--|---------------------------------|
| 1月 | ツバキ(紅・桃・白)、サザンカ(紅・白)、カンツバキ(紅) | ウメ(紅・白)、ロウバイ(淡黄) | |
| 2月 | ツバキ(紅・桃・白)、ジンチョウゲ(白・紫) | ウメ(紅・白)、ロウバイ(淡黄)、マンサク(黄) | |
| 3月 | オガタマノキ(白)、ジンチョウゲ(白・紫)、アセビ(白)、ツバキ(紅・桃・白) | ウメ(紅・白)、モモ(桃・白)、マンサク(黄)コブシ(白)、サンシュ(黄)、オウバイ(黄)、レンギョウ(黄)、ボケ(紅) | |
| 4月 | オトメツバキ(桃)、ゲッケイジュ(淡黄)、ジンチョウゲ(白・紫)、アセビ(白)、クルマツツジ(紅・桃・白) | モモ(桃・白)、ハナズオウ(紫)、コブシ(白)、シモクレン(紫)、ハクモクレン(白)、ソメイヨシノ(薄桃) | フジ(紫・白)、アケビ(淡紫) |
| 5月 | タイサンボク(白)、トベラ(白)、シャリンバイ(白)、ヒラドツツジ(紅・桃)、サツキ(紅紫) | ホオノキ(白)、ユリノキ(黄緑)、ヤマボウシ(白)、エゴノキ(白)、ニセアカシア(薄黄)、コデマリ(白)、エニシダ(黄)、オオデマリ(白)、ヤマブキ(黄)等 | テイカカズラ(白)、スイカズラ(白)、ツキヌキニンドウ(暗紅) |
| 6月 | タイサンボク(白)、サツキ(紅紫)、コクチナシ(白)、クチナシ(白)、キンシバイ(黄)、ビョウヤナギ(黄) | カイコウズ(赤)、センダン(白)、ライラック(紫・白)、アジサイ(青・紫)、ガクアジサイ(青)、シモツク(淡紅) | |
| 7月 | キョウチクトウ(赤・白)、キンシバイ(黄)、ビョウヤナギ(黄) | カイコウズ(赤)、ネムノキ(紅)、ナツツバキ(白)、サルスベリ(紅・白)、フヨウ(紅・白)、ムクゲ(赤紫・白)、エンジュ(薄黄)、アジサイ(青・紫)、ガクアジサイ(青) | ノウゼンカズラ(橙) |
| 8月 | アベリア(淡紅) | サルスベリ(紅・白)、フヨウ(紅・白)、ムクゲ(赤紫・白) | ソテツ(橙黄) |
| 9月 | アベリア(淡紅)、キンモクセイ(黄) | サルスベリ(紅・白)、フヨウ(紅・白)、ミヤギノハギ(紫)、ヤマハギ(紫) | |

| | | | |
|-----|-------------------------------------|----------|---------|
| 10月 | キンモクセイ(黄)、ヒイラギモクセイ(白)、アベリア(淡紅) | バラ(各種) | ツルバラ(紅) |
| 11月 | ヒイラギ(白)、サザンカ(紅・白)、ヤツデ(白) | | |
| 12月 | サザンカ(紅・白)、ツバキ(紅・桃・白)、ビワ(白)、カンツバキ(紅) | ロウバイ(淡黄) | |

オ 性質別による樹木

| 性質 種別 | 日影に強い | 風に強い(潮風) | 乾燥に強い |
|----------|---|--|--|
| 常緑樹 | イスノキ、イヌツゲ、オガタマノキ、カクレミノ、ゲッケイジュ、サカキ、サザンカ、スダジイ、タラヨウ、ツバキ、トウネズミモチ、ネズミモチ、ヒイラギ、ユズリハ等 | アラカシ、ウバメガシ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシ、スダジイ、タイサンボク、ツバキ、ネズミモチ、ヒイラギ、マテバシイ、ヤマモモ、等 | イスノキ、ウバメガシ、ヤマモモ、ユウカリ等 |
| 落葉樹 | ニワトコ、ヒメシャラ、フナ、リョウブ等 | アキニレ、エノキ、カシワ、コナラ、サルスベリ、シダレザクラ、トネリコ、ナンキンハゼ、ニセアカシア、ネムノキ、ハナモモ等 | イチョウ、ウメ、エンジュ、コナラ、サクラ、ニセアカシア、ハンノキ、シダレヤナギ等 |
| 常緑低木 | アオキ、アセビ、アベリア、イヌツゲ、クチナシ、シャクナゲ、ヒイラギナンテン、ヒサカキ、マサキ、ヤツデ等 | アオキ、アベリア、イヌツゲ、シャリンバイ、トベラ、ナワシログミ、ナンテン、マサキ、マルバシャリンバイ等 | アセビ、アベリア、トベラ、ナワシログミ、ナンテン、ピラカンサ、マサキ等 |
| 落葉低木 | アジサイ、ガクアジサイ、ムラサキシキブ等 | ガクアジサイ、コデマリ、ナツグミ、ハコネウツギ等 | エニシダ、オウバイ、ナツグミ、ボケ等 |

| 性質 種別 | 亜硫酸ガスに強い | 排気ガスに強い |
|----------|--|--|
| 常緑樹 | アラカシ、イヌツゲ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシ、タイサンボク、ツバキ、ネズミモチ、ヒイラギモクセイ、マテバシイ、モッコク、ユズリハ等 | ウバメガシ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、タブノキ、トウネズミモチ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ、マテバシイ、モッコク等 |
| 落葉樹 | アオギリ、イタヤカエデ、エンジュ、カシワ、カリナボラ、コナラ、シダレヤナギ、スズカケノキ、トウカエデ、トチノキ、トネリコ、ヤマボウシ、ユリノキ等 | アオギリ、アキニレ、イチョウ、ザクロ、シダレヤナギ、スズカケノキ、トウカエデ等 |
| 常緑低木 | アオキ、アベリア、イヌツゲ、カンツバキ、シャリンバイ、トベラ、ナワシログミ、ヒイラギナンテン、ピラカンサ等 | アオキ、アセビ、アベリア、イヌツゲ、クチナシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、トベラ、ナンテン、ヒイラギ、ピラカンサ、ヤツデ等 |
| 落葉低木 | アジサイ、ボケ、ムクゲ、ロウバイ等 | レンギョウ等 |

カ 機能、用途による樹木

| 機能、用途種別 種別 | 防音 | 防風 | 防火 |
|---------------|--|---|--|
| 常緑樹 | ウバメガシ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、ツバキ、トウネズミモチ、ヒイラギモクセイ、等 | カシ類、クスノキ、サンゴジュ、シイノキ、タブノキ、ツバキ、マサキ、マテバシイ等 | キョウチクトウ、サンゴジュ、サザンカ、タラヨウ、ツバキ、マサキ、マテバシイ、モッコク、モチノキ等 |
| 落葉樹 | | カシワ、ケヤキ等 | |
| 常緑低木 | アオキ、アセビ、アベリア、イヌツゲ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツジ類、トベラ、ナワシログミ、ヤツデ等 | | アオキ、カナメモチ、ヒサカキ、ヤツデ等 |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| その他 | | タケ類 | |
|-----|--|-----|--|

キ 香りの良い樹木

| 樹種 | 香りの良い植物 | 開花時期 | 樹種 | 香りの良い植物 | 開花時期 |
|--------|----------|--------|------|---------|------|
| 常緑中高木 | オガタマノキ | 2~4月 | 常緑低木 | クチナシ | 5~6月 |
| | カラタネオガタマ | 5~6月 | | コクチナシ | 6~7月 |
| | タイサンボク | 5~6月 | | ジンチョウゲ | 3~4月 |
| | キンモクセイ | 9~10月 | | ラベンダー | 6~7月 |
| | ヒイラギモクセイ | 10~11月 | 落葉低木 | ブッドレア | 7~9月 |
| | ゲッケイジュ | | | ライラック | 4~6月 |
| 落葉中高木 | ウメ | 2~4月 | 落葉低木 | ロウバイ | 1~2月 |
| | コブシ | 2~3月 | | ハイカズキ | 4~5月 |
| | シモクレン | 3~4月 | つる | スイカズラ | 4~5月 |
| | ハクモクレン | 3~4月 | | タイカズラ | 5~6月 |
| | リョウブ | 7~9月 | | フジ | 4~5月 |
| | サンショウ | 4~5月 | | ツルバラ | 5~6月 |
| ニセアカシア | 3~4月 | | | | |

ク 壁面緑化に適した樹木

| 樹種 | 壁面緑化に適した植物 | |
|--------|------------|--|
| 常緑つる植物 | 乾燥に強い | オオイタビ、カロライナジャスミン、キズタ、スイカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズ、ヘデラ類、ピンカマジョール等 |
| | 大気に強い | イタビカズラ、オオイタビ、キズタ、テイカカズラ、ヘデラ類等 |
| | 日影に強い | イタビカズラ、キズタ、テイカカズラ等 |
| | 風に強い | イタビカズラ、オオイタビ、キズタ、シカズラ、テイカカズラ、ヘデラ類等 |
| | 被覆が早い | オオイタビ、スイカズラ、ツリガネカズラ |
| | 下垂に適した | イタビカズラオオイタビ、スイカズラ、ツリガネカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ等 |
| 落葉つる植物 | 乾燥に強い | アケビ、トケイソウ、ナツスタツルバラ等 |
| | 大気に強い | キウイ、トケイソウ、ナツスタ、ノウゼンカズラ、フジ |
| | 日影に強い | アメリカズタ、ツルアジサイ |
| | 風に強い | ナツスタ、ノウゼンカズラ、フジ等 |
| | 被覆が早い | キウイ、ツルウメモドキ、タツスタ、ノウゼンカズラ |
| | 下垂に適した | キウイ、クレマチス類、トケイソウ |
| 常緑低木 | 乾燥に強い | コトネアスター類、ハイビヤクシン |
| | 大気に強い | コトネアスター類 |
| | 風に強い | ハイビヤクシン |
| | 下垂に適した | コトネアスター類、ハイビヤクシン |

ケ 屋上緑化に適した樹木

| 樹種 | 屋上緑化に適した植物 | |
|-------|------------|---|
| 常緑中高木 | 乾燥に強い | イヌマキ、カイズカイブキ、キョウチクトウ、クスノキ、サザンカ、ネズミモチ、ヒイラギ、ヤマモモ、マテバシイ等 |
| | 大気に強い | カイズカイブキ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、クロガネモチ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、モッコク、ツバキ類、ヤマモモ等 |
| | 日影に強い | イニツゲ、オガタマノキ、カクレミノ等 |
| | 風に強い | イヌツゲ、カイズカイブキ、カクレミノ、キョウチクトウ、クスノキ、サザンカ、サンゴジュ、タイサンボク、ヒイラギ、タブノキ、ユズリハ等 |

| | | |
|--------------|-------|--|
| 落葉 中高木 | 乾燥に強い | アキニシ、アメリカデイゴ、ウメ、ネムノキ、ハナモモ等 |
| | 大気に強い | アキニシ、アメリカデイゴ、コブシ、ネムノキ、マンサク等 |
| | 日影に強い | トチノキ、ハンカチノキ |
| | 風に強い | アメリカデイゴ、コブシ、サルスベリ、ナンキンハゼ |
| 常緑低木 | 乾燥に強い | アセビ、アベリア、コトネアスター類、シャリンバイ、ボックスウッド、ピラカンサ類等 |
| | 大気に強い | アセビ、アベリア、クチナシ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ヒイラギナンテン、ピラカンサ類、ボックスウッド等 |
| | 日影に強い | アセビ、アベリア、クチナシ、シャクナゲ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ヒイラギナンテン、ボックスウッド等 |
| | 風に強い | コクチナシ、サツキツツジ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ボックスウッド等 |
| 落葉低木 | 乾燥に強い | エニシダ、ハンスオウ、ボケ、ユキヤナギ等 |
| | 大気に強い | エニシダ、ヒュウガミズキ、レンギョウ |
| | 日影に強い | アジサイ、ユキヤナギ、レンギョウ、ニシキギ等 |
| | 風に強い | エニシダ、ハコネウツギ、ヒュウガミズキ等 |
| グラウン ドカバー | 乾燥に強い | オカメザサ、クマザサ、コクマザサ、シバザクラ、マツバギク等 |
| | 日影に強い | シャガ、フッキソウ、ヤブラン、ジャノヒゲ等 |
| | 風に強い | マツバギク等 |

コ 野鳥の食餌に使用する樹木

| 食餌植物 | 成熟期 | 野鳥番号 |
|-------------|--------------|---|
| 常 緑 樹 | アオキ | 12月 21,22 |
| | クスノキ | 10～11月 3,6,8,11,14,21,22,26,27,29,30 |
| | クチナシ | 10～12月 21,22,27 |
| | カガミチ | 11～12月 3,8,10,14,19,21,22,30 |
| | サザンカ | 10月 11,22,27 |
| | サンゴジュ | 9～11月 22,26 |
| | シラカシ | 10月 7,10,14,28 |
| | ツバキ | 10月 22,27,28 |
| | ネズミモチ | 10～11月 3,6,8,11,21,22,29,30 |
| | ピラカンサ | 10～11月 3,18,21,22,26 |
| 針 葉 樹 | イチイ | 10月 2,7,9,17,19,21,22,28,30 |
| | イヌマキ | 10月 17,22, |
| | クロマツ | 10月 9,10,11,14,16,19,20,23,28,29 |
| | ヒノキ | 10～11月 9,29 |
| 落 葉 樹 | イイギリ | 10～11月 6,14,22 |
| | ウメ | 6月 4,22,27 |
| | エゴノキ | 10月 7,8,10,11,14,17,22,28,29 |
| | エノキ | 10月 3,6,8,14,15,17,19,21,22,26,27,30 |
| | センダン | 9～10月 6,8,19,22,26, |
| | ソメイヨシノ | 6月 3,4,6,7,8,10,11,15,16,22,26,27,28 |
| | トネリコ | 10月 10,29 |
| | ハゼノキ | 10～11月 1,2,5,8,10,11,13,14,16,17,18,21, 22,26,27,29,31 |
| | ハナミズキ | 10月 6,21,22 |
| ヤブデマリ | 10月 10,14,21 | |
| つ る 物 | キスタ | 4～5月 3,21,22,30 |
| | スイカズラ | 10月 22,27 |
| | ツタ | 10～11月 3,7,8,10,16,21, |
| | ノダフジ | 10～11月 8,10,11,24,29 |

| 野鳥の種類 | | 野鳥の種類 | |
|-------|--------|-------|--------|
| 1 | アオゲラ | 17 | シメ |
| 2 | アカゲラ | 18 | ジョウビタキ |
| 3 | アカハラ | 19 | シロハラ |
| 4 | ウソ | 20 | スズメ |
| 5 | オシドリ | 21 | ツグミ |
| 6 | オナガ | 22 | ヒヨドリ |
| 7 | カケス | 23 | ホウジロ |
| 8 | カラス | 24 | マガモ |
| 9 | カワラヒワ | 25 | マヒワ |
| 10 | キジ | 26 | ムクドリ |
| 11 | キジバト | 27 | メジロ |
| 12 | コガモ | 28 | ヤマガラ |
| 13 | コゲラ | 29 | ヤマドリ |
| 14 | コジュケイ | 30 | レンジャク |
| 15 | コムクドリ | 31 | ルリビタキ |
| 16 | シジュウカラ | | |

サ 参考文献

- 都市建築物の緑化手法 東京都新宿区 2004.4
- 新、緑空間デザイン植物マニュアル (財) 都市緑化技術開発機構、特殊緑化共同研究室 1996.7
- 植栽の設計、施工、管理 中島 宏 1992.9